

別表(第2条関係) 新旧対照表

【改正後】令和5年4月1日より

区分		単位	使用料
土地	電柱(本柱、支柱、支線柱、支線等各々1本とする。)	第1種電柱	1本につき1年 480円
		第2種電柱	730円
		第3種電柱	990円
	電話柱(本柱、支柱、支線柱、支線等各々1本とする。)	第1種電話柱	430円
		第2種電話柱	680円
		第3種電話柱	940円
	その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円
	地下電線その他地下に設ける線類		3円
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	420円
	地下に設ける変圧器	1平方メートルにつき1年	260円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円
	郵便差出箱		360円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
その他のもの	1平方メートルにつき1年	850円	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円
	外径が1メートル以上のもの		510円
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日	9円
	その他のもの	1平方メートルにつき1月	87円
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
標識		1本につき1年	680円

【現行】令和5年3月31日まで

区分		単位	使用料
土地	電柱(本柱、支柱、支線柱、支線等各々1本とする。)	第1種電柱	1本につき1年 420円
		第2種電柱	650円
		第3種電柱	880円
	電話柱(本柱、支柱、支線柱、支線等各々1本とする。)	第1種電話柱	380円
		第2種電話柱	610円
		第3種電話柱	830円
	その他の柱類		38円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円
	地下電線その他地下に設ける線類		2円
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	370円
	地下に設ける変圧器	1平方メートルにつき1年	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760円
	郵便差出箱		320円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
その他のもの	1平方メートルにつき1年	760円	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
	外径が1メートル以上のもの		450円
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの	1平方メートルにつき1月	96円
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
標識		1本につき1年	610円

旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
	その他のもの	1本につき1月	87円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円
アーチ	通路を横断するもの	1基につき1月	870円
	その他のもの		430円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		1平方メートルにつき1月	87円
仮設建築物その他の工作物			85円
建物敷地及び上記の区分以外のもの		1平方メートルにつき1日	次の算式により算出される額 当該土地の財産台帳に記載された価額の1平方メートル当たりの額×(3/100)×(1/365(又は366))
建物		1平方メートルにつき1日	次の算式1及び算式2により算出される額の合計額 1 当該建物の財産台帳に記載された価額の1平方メートル当たりの額×(7/100)×(1/365(又は366)) 2 当該建物の敷地である土地の財産台帳に記載された価額の1平方メートル当たりの額×(3/100)×1/365(又は366)×(当該建物の建築面積/当該建物の延べ面積)

備考 略

旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
	その他のもの	1本につき1月	96円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
アーチ	通路を横断するもの	1基につき1月	960円
	その他のもの		480円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		1平方メートルにつき1月	96円
仮設建築物その他の工作物			76円
建物敷地及び上記の区分以外のもの		1平方メートルにつき1日	同左
建物		1平方メートルにつき1日	同左

備考 略